

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

火薬庫設置、変更許可

根拠条文

火薬類取締法第12条第1項（抜粋）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

同法第12条第3項

都道府県知事は、第1項の規定による許可の申請があった場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない

同法施行規則第22条

法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。

審査基準

火薬類取締法第12条第3項の当該性の判断は、次に掲げるとおり。

- 1 昭和52年11月11日付52立局第591号通商産業省立地公害局長通知 記2による。
- 2 昭和35年4月22日付35軽局第392号通商産業省軽工業局長通知 記1, による。
- 3 昭和25年12月27日付25化第3437号・国消管発第303号通商産業省通商化学局長・国家消防庁管理局長通知 記1による。

(当該通知は、消防チームで閲覧できます。)

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	